

建設工事に係る「最低制限価格」の見直しについて

みなべ町では、工事品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる恐れのあるダンピング受注の排除に努め、より一層の公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保を図るため、次のとおり建設工事に係る最低制限価格を見直します。

見直し内容

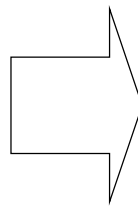
建設工事に係る「最低制限価格」の見直し

【現行の算定式】

$$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ \text{現場管理費} \times 0.90 \\ \text{一般管理費} \times 0.55 \end{array} \right\} \text{合計額} \\ \times 1.10$$

なお、建築関連工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額が含まれているため、次のとおり取り扱うものとする。

- ・建築工事(電気設備工事、機械設備工事、外構工事を含む)については、設計図書にある直接工事費の90%を直接工事費とし、現場管理費は、設計図書にある直接工事費の10%を設計図書にある現場管理費に加えた額とする。



【見直し後の算定式】

$$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ \text{現場管理費} \times 0.90 \\ \text{一般管理費} \times \underline{0.68} \end{array} \right\} \text{合計額} \\ \times 1.10$$

なお、建築関連工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額が含まれているため、次のとおり取り扱うものとする。

- ・建築工事(電気設備工事、機械設備工事、外構工事を含む)については、設計図書にある直接工事費の90%を直接工事費とし、現場管理費は、設計図書にある直接工事費の10%を設計図書にある現場管理費に加えた額とする。

適用時期

令和 5 年 4 月 1 日以後に指名通知する建設工事から適用する。